

身体障がい者の方などに対する減免制度

身体や精神に障がいのある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって自動車税（環境性能割・種別割）の減免を受けることができます。

1 減免を受けられることができる方（減免の要件）

- (1) 身体障がい者（身体障害者手帳をお持ちの方）又は戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

※【】内は戦傷病者手帳をお持ちの方が減免をうけることができる障がいの区分です。

障がいの区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害	1～4級【特別項症～第4項症】	
聴覚障害	2、3級【特別項症～第4項症】	
平衡機能障害	3級【特別項症～第4項症】	
音声機能、言語障害又はそしやく機能の障害	3級【特別項症～第2項症】 喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る	—
上肢不自由	1、2級【特別項症～第3項症】	
下肢不自由	1～6級 【特別項症～第6項症 第1款症～第3款症】	1～3級【特別項症～第3項症】
体幹不自由	1～5級 【特別項症～第6項症 第1款症～第3款症】	1～3級【特別項症～第4項症】
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2級【—】
	移動機能	1～6級【—】
心臓機能障害	1～3級【特別項症～第3項症】	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級【—】	
肝臓機能障害		

- (2) 知的障がい者（療育手帳をお持ちの方）

療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方。

- (3) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1級」の方。

2 減免の対象となる自動車

- 身体障がい者の方などが所有し、本人が運転するもの。
- 身体障がい者の方などが所有し生計を一にする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- 身体障がい者の方などのみの世帯の方が所有し常時介護をする方が運転するもので、当該障がい者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- 18歳未満の身体障がい者の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

（注）いずれの場合にも減免の対象となる自動車は、障がい者の方お一人につき1台です。

3 減免の申請手続

対象自動車	申請対象者	申請受付期間と受付場所	減免対象
新たに取得する自動車 （所有する自動車を処分して乗換える場合を含む）	取得する自動車を登録する日に減免の要件に該当する方	登録の時まで 中予地方局課税課（運輸支局駐在） （自動車会館内 089-957-6621）	自動車税 （環境性能割・種別割）
既に自動車を所有している場合 （毎年度の申請手続きを含む）	申請年度の4月1日（午前0時）現在で減免の要件に該当する方	4月1日から5月24日 （納期限の7日前まで） 住所地为管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室自動車税担当 ※既に自動車を所有している場合、全申請者の方が郵送又は電子申請が可能です。	自動車税 種別割

（注1）提出期限後に申請された場合は、減免を受けることができません。

（注2）住所地为管轄する地方局・支局は47ページを、電話番号は46ページをご覧ください。

4 申請手続きに必要なもの

郵送申請の場合、下記の郵送の提出書類を、電子申請の場合〔電子申請の方法と提出書類〕をご覧ください。なお、新たに取得する自動車の申請については郵送申請と電子申請はできません。

- (1) 自動車税（環境性能割・種別割）減免申請書
 - (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（該当するもの）
 - (3) 運転免許証
 - (4) 自動車税種別割納税通知書
 - (5) 自動車検査証
- 生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記（1）～（5）のほか次の（6）、（7）の書類が必要です。
- (6) 生計同一証明書又は常時介護証明書
 - ※ 生計同一証明書が不要な場合。
 - 健康保険証で生計同一が確認できる場合。
健康保険証を提示してください。
 - 申請日前 1 月以内に発行された住民票で同一世帯が確認できる場合。
住民票を提示してください。（マイナンバーの記載のないもの。）
 - (7) 通学・通園・通所・帰省証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書
 - ※ 学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数の記載されたもの（生計同一の方が運転する場合は、使用回数が週1回又は、月4回に満たないものは減免できません。常時介護をする方が運転する場合は、使用回数が週3回に満たないものは減免できません。）。

〔郵送の提出書類〕

(1)、(7)は原本を、(2)、(3)、(5)は写しを同封してください。(6)は生計同一証明書、常時介護証明書又は住民票の場合は原本を、健康保険証の場合は写しを同封してください。(4)は同封不要です。なお、写しについては次の写しが必要となります。

同封内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面、(6)健康保険証一関係者全員の写し

〔電子申請の方法と提出書類〕

右のQRコード又は下記のURLから申請フォームへアクセスし、申請内容を入力してください。提出書類については申請フォーム内に添付用の設問がありますので、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)の写真又はコピーのPDFを添付してください。(1)、(4)は添付不要です。

添付内容：(2)全ページ、(3)表裏両面、(5)表面、(6)住民票-全ページ、健康保険証-関係者全員のもの、生計同一証明書又は常時介護証明書-表面、(7)表面



身障用



構造用

身障用URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3592

構造者URL https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3594

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5 自動車税種別割の月額減税

賦課期日（自動車を既に所有している場合は、4月1日・午前0時、新規取得の場合は、自動車の登録日）以降の年度途中に、新たに減免の要件に該当することとなった方は、随時に減免申請を行えることとし、申請のあった日の翌月以降の自動車税種別割が月割で減免できる「月割減免」を実施しております。

6 減税申請書の請求先

- (1) 住所地を管轄する地方局課税課（南予地方局にあっては税務課）及び今治又は八幡浜支局の税務室
- (2) 愛媛県ホームページにも掲載しています。